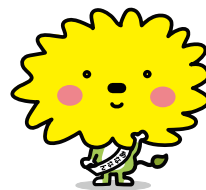


投票所変更のお知らせ



— 羽ノ浦町宮倉・中庄地区の投票所が変更となります —

宮倉第一投票所として使用していたさくら保育所および中庄投票所として使用していた羽ノ浦地域交流センターの施設が利用できなくなりましたので、次の選挙から投票所を下記区割りの通りに変更します。

変更に伴い対象地区の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご協力のほどお願いします。

旧	新
宮倉投票所 (投票区)	春日野体育館 羽ノ浦町春日野1番地766
中庄投票所 (投票区)	阿南市情報文化センター 羽ノ浦町中庄上ナカレ16番地3

新投票区

区 域

宮倉投票区
春日野体育館

宮倉背戸田・宮倉本村居内・宮倉前田・宮倉原ノ内・宮倉太田・宮倉日開元
宮倉芝生・宮倉ながれ・宮倉山崎・宮倉恵田・宮倉はたへ・宮倉高田
宮倉橋ノ本・宮倉鶴ノ首・宮倉国中・春日野・西春日野

中庄投票区
阿南市情報
文化センター

中庄全域
宮倉羽ノ浦居内・宮倉南浦・宮倉大木・宮倉沢田



問い合わせ 阿南市選挙管理委員会事務局 ☎22-3791 FAX22-3893

「令和6年能登半島地震災害義援金」送金のご報告

令和6年2月3日(土)に開催しました「阿南市人権教育研究大会」でご協力いただきました「令和6年能登半島地震災害義援金」31,387円を日本赤十字社へ送金しましたので、ご報告します。

皆さまのご協力に厚くお礼申し上げます。

問い合わせ 阿南市人権教育協議会 (人権教育課内) ☎22-3392

税務課からのお知らせ

●固定資産縦覧帳簿（土地・家屋）の縦覧

令和6年度の固定資産の価格（評価額）を次のとおり縦覧に供します。

期間 4月1日(月)～30日(火)（土、日、祝日は除く）
9:00～17:00

場所 市役所1階 税務課固定資産税担当窓口（8C）

縦覧できる方 固定資産税の納税者または代理人

持参物 本人確認ができる公的証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）。代理人の場合は委任状も必要です。

手数料 縦覧帳簿の縦覧は無料。また、名寄帳（ご自身が納税義務者となっている資産の一覧表）の閲覧についても縦覧期間中は無料となります。

問い合わせ

税務課固定資産税担当 ☎22-1114

●令和6年度固定資産評価証明書等の発行予定日

▶固定資産評価証明書 4月1日(月)～

▶固定資産公課証明書 4月5日(金)～

※証明書申請時に本人確認を実施していますので、公的証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）をご持参ください。

問い合わせ 税務課庶務係 ☎22-1114

手話奉仕員養成講座受講者募集

聴覚障がいがある方の社会参加促進を目的に、コミュニケーションを円滑に行えるよう支援するため、手話奉仕員養成講座を実施します。

対象 市内在住の方でこれまでに受講されていない方

日程 5月7日(火)～10月15日(火)の期間
毎週火曜日

講義 19:00～21:00

実技 19:00～20:40

場所 ひまわり会館 21世紀室

内容 入門課程講習（講義3回・実技20回）

受講料 無料（テキスト代必要）

定員 40人（先着順）

申込方法 電話または地域共生推進課窓口にて4月19日(金)までにお申し込みください。

申し込み・問い合わせ

地域共生推進課 ☎22-3440

給付金の申請はお済みですか？ 申請期限が迫っています！

阿南市物価高騰対策支援給付金について

物価高騰による家計への経済的負担を軽減するための臨時的な施策として、国の交付金を活用して給付金を支給します。

■支給対象者 令和5年12月1日時点で阿南市に住民票がある全世帯

■支給額 一世帯10万円

■18歳までの子どもがいる世帯への追加給付について

対象となる子ども

令和5年12月1日時点で阿南市に住民票がある18歳までの子ども。（平成17年4月2日以降に生まれた子）

ただし、令和5年12月2日から令和6年4月1日までに出生し、出生時点で阿南市に住民票がある新生児も該当します。

支給額

① 住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯 子ども一人あたり5万円

② ①以外の世帯 子ども一人あたり3万円

■申請期限 4月30日(火)（当日消印有効）

※詳しくは給付金ホームページをご覧ください。



問い合わせ

生活福祉課 物価高騰対策支援給付金準備室
☎22-3401

おくりもの

阿南市へ

●金300,000円

阿南市保育所退職保育士 弥生会様から
「阿南市子育て支援事業を応援するための寄附金」として

●金2,000,000円

阿南信用金庫様から
「子供たち未来応援寄附金」として

●車いす1台（大野住民センターに設置）

県南軟式野球競技会様から
地域における自立生活と社会参加の促進のため

以上、ご寄贈いただきありがとうございました。

阿南市消防団(福井分団) の再編 (令和6年4月)

阿南市消防団は、1団14分団69班で組織されています。しかしながら、少子高齢化に伴う人口減少などにより、活動できる消防団員が減少し、現状の消防団活動体制の維持が困難な地域が出てきました。

今回、福井分団第三班の人口減少等に伴い、今後、活動できる消防団員の確保が困難となったため、令和6年4月1日から福井分団第三班を福井分団第二班へ統合し、現在、福井分団四班体制から三班体制へと班の再編を行います。

今後も、市民の生命、身体および財産を守るため、将来にわたり持続可能な消防団組織をめざします。

令和6年4月1日から		令和6年3月31日まで	
名称	詰所位置	名称	詰所位置
第一班	福井町高田	第一班	福井町高田
第二班	福井町動々原	第二班	福井町動々原
第三班	福井町色面	第三班	福井町日の地
		第四班	福井町色面

問い合わせ 警防課 ☎22-3796

国民健康保険被保険者の皆さまへ 保険証をご確認ください

■国民健康保険被保険者証 (有効期限 令和7年7月31日)

保険証の有効期限が通常より長くなっています。なお、令和7年7月31日までに75歳になる方や保険税を滞納している方などは、有効期限が異なりますのでご注意ください。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

阿南市LINE 公式アカウントについて

本市では、災害時の緊急情報や市政情報、イベント情報などを発信しています。2次元コードを読み取り、ぜひ阿南市を友だち登録してください。



問い合わせ 秘書広報課 ☎22-1110

役立ててみませんか 「ふるさとづくり基金」

ふるさとづくり基金を活用し自らの手で魅力あるまちづくりを進めてみませんか。

助成対象 次の2種類があります。

- ▶市の活性化および地域の振興につながる営利を目的としない市民の自発的な活動（地域イベント・文化活動・スポーツ行事等）を行う団体への助成
- ▶海外視察研修（本市に2年以上在住し年齢が満10歳から49歳までの方で、視察研修の体験が地域づくりの実践につながると考えられる方）への助成

申請方法および交付の決定

助成を希望される方は申請書（市民生活課市民活動支援室備え付け）に必要事項を記入の上、7月1日(月)までに提出してください。助成の選考と金額など詳細は基金運営委員会の審議を経て決定します。

問い合わせ

市民生活課市民活動支援室 ☎24-8061

年金相談 Q&A



Q 20歳の学生ですが、収入がないので、国民年金の保険料を支払うことができません。どうしたらよいのでしょうか。

A 所得の少ない学生が申請し、承認されることで、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

学生の方で、納められないからといってそのままにしておくと、将来年金を受給できなくなる恐れがありますので、納付が難しい場合は学生納付特例を申請してください。申請には、基礎年金番号通知書またはマイナンバー（個人番号）、在学期間がわかる学生証の写しや在学証明書が必要です。また、来庁者の本人確認書類、ご本人以外が手続きされる場合は委任状が必要です。

学生納付特例が一度承認されると翌年度以降、在学期間中は毎年4月頃に、はがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入の上、返送してください。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

狩猟免許取得等補助金のご案内

狩猟免許の取得に要する経費に対して補助します。

対象者 次の要件を全て満たす者

- ①市内に住所を有すること
- ②市税を滞納していないこと
- ③新たに狩猟免許を取得していること（更新は除く）
- ④猟銃の所持許可証の交付を受けていること
- ⑤狩猟免許取得後に狩猟者登録をしていること
- ⑥狩猟免許取得後に徳島県猟友会に加入し、阿南市内の有害鳥獣捕獲に従事する意思があること

対象となる免許の種類 第一種銃猟免許

受付期間 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

申請書類

- ①補助金交付申請書（市ホームページからダウンロードしていただくか、農林水産課でお渡しします）
- ②第一種銃猟免許に係る狩猟免許の写し
- ③猟銃の所持許可証の写し
- ④銃猟狩猟者登録証の写し
- ⑤徳島県猟友会に入会したことを証する書面
- ⑥経費に係る領収書の写し
- ⑦同意書（市ホームページからダウンロードしていただくか、農林水産課でお渡しします）

問い合わせ 農林水産課 ☎22-1598

鳥獣害対策事業補助金

(電気柵およびワイヤーメッシュ柵)

のご案内

鳥獣害から農作物を守るために設置した電気柵およびワイヤーメッシュ柵等の資材費の補助を行います。

対象者 市内に所在する農地を耕作する者

補助対象金額 経費の10分の3以内とし、50,000円を上限とする。ただし、申請1件あたり50,000円(税抜き)以上とする。

受付期間 4月1日(月)～12月31日(火)

対象資材 電気柵およびワイヤーメッシュ柵の資材

申請方法 徳島県農協(旧J Aアグリあなん) および東とくしま農協にて申請

問い合わせ
農林水産課 ☎22-1598

水道課からのお知らせ

水道メーターの交換

水道メーターは、正確な計量・検針ができるよう計量法に基づき有効期間が定められており、有効期間満了前に交換作業を行っています。交換作業実施の際は、ご理解とご協力をお願いします。

交換予定地区

古庄地区、羽ノ浦西地区、岩脇南地区、岩脇北地区、那東地区、高田地区、野神地区、羽ノ浦中央地区、富岡東地区、横見町、長生町、上中町、加茂谷地区、新野町、福井町

交換予定期間

4月～令和7年2月

※交換する際は、各戸へ事前に通知します。

水道メーターの検針

毎月1回、水道ご使用中のご家庭や会社等にお伺いして、水道メーターの検針を行っています。円滑に検針が行えるよう、ご協力をお願いします。

- ▶水道メーターは、いつも見やすくしてください。
- ▶メーターボックス上に物を置かないようにしてください。
- ▶メーターボックス上に車など駐車しないようにしてください。
- ▶犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。
- ▶家屋等の増改築時、メーターボックスが屋内や見えにくい位置にならないよう気をつけてください。水道メーターの移設等にかかる費用は、お客さまのご負担となります。

問い合わせ 阿南市水道料金お客様センター（水道課内） ☎22-0587

住宅用太陽光発電システム 導入補助金のお知らせ

地球温暖化対策の推進および脱炭素型社会の形成を図ることを目的として、下記の補助対象購入品に対し補助金を交付します。

申請方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。



(4月1日から公開)

補助金額

住宅用太陽光発電システム 7万円
住宅用蓄電池 10万円
V2H システム 10万円

受付開始期間 4月1日(月)～

※申請額の合計額が、予算を上回った時点で受付を終了します。

申し込み・問い合わせ
環境保全課 ☎22-3413

自走式草刈機貸出のご案内

荒廃農地（耕作放棄地）の拡大防止など、農地の適正な管理を図るため、次の条件を満たす方に自走式草刈機を貸し出します。

対象地 市内に所在する農地

対象者 対象農地の所有者または対象農地の所有者に草刈作業の許可を得た者

申請方法 貸出申請書（農林水産課備え付け）を提出。草刈機を利用する農地の所在地（地番まで）および面積の記入が必要。

貸出期間等 1回の貸出期間は利用面積に応じて最大4日間（4日目の正午までに返却。ただし、貸出期間の満了日が休日に当たる場合は、その翌開庁日の正午までに返却）。同一対象者への貸し出しは四半期ごとに1回まで、同一年度で3回まで。

利用料 無料

※燃料費は利用者負担

問い合わせ 農林水産課 ☎22-1598

住宅リフォーム補助等のお知らせ

●あなんぐらし支援事業

市内に本店または支店等の事業所がある施工業者に依頼して行うリフォーム等の工事費用の一部（上限15万円）を補助します。移住者には上限15万円、空家利用には上限35万円の加算があります。

受付 前期申込の抽選受付期間は4月1日(月)から5月31日(金)までとし、当選(80戸)の発表は6月初旬に市ホームページ・本人宛通知にてお知らせする予定です。なお、後期申込(10戸程度)は6月以降を予定しています。

※右の2次元コードから電子申請をご利用いただけます。書面でも申請していただけます。



●耐震診断

要件 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅

自己負担額 3,000円
予定戸数 36戸（先着）

●耐震改修支援事業

補助上限 100万円
予定戸数 10戸（先着）

●耐震シェルター設置支援事業

補助上限 80万円
予定戸数 2戸（先着）

●住まいのスマート化支援事業

要件 耐震改修または耐震シェルターと併せて行うスマート化工事（スマートロック設置等をとまなう省エネ化・バリアフリー化工事）

補助上限 30万円
予定戸数 12戸（先着）

●住替え支援事業

要件 昭和56年5月31日以前に着工かつ耐震診断評点が0.7未満と判定され、居住する住宅の全てを除却する工事等

補助上限 30万円
予定戸数 8戸（先着）

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※右の2次元コードから市ホームページをご利用いただけます。



問い合わせ 住宅課 ☎22-3431

阿南市生活排水路清掃作業時 ダンプ等使用料の交付について

地域住民の生活環境を清潔にすることにより、その保全および公衆衛生の向上を図るため、町内会、協議会等が実施する生活排水路清掃作業時のダンプ等使用に要する経費に対し、予算の範囲内で使用料を交付しています。一部、対象外となっている地域があります。

交付対象者と対象事業

町内会、協議会等の市内に本拠を有する地域団体が実施する生活排水路清掃活動（農業用水路の清掃活動は対象外）

使用料交付額（1台あたり）

- ▶軽トラック 8,000円
- ▶2tダンプ 16,000円
- ▶バックホウ 8,000円

※交付申請は1団体年3回限り、使用料の合計金額は15万円まで

受付期間 4月1日(月)～令和7年3月21日(金)

※申請額の合計額が、予算を上回った時点で受付を終了します。



(4月1日から公開)

問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

小型合併処理浄化槽 設置補助金のお知らせ

4月1日(月)から令和6年度小型合併処理浄化槽設置補助金申請を受け付けします。

詳しくは市ホームページをご覧ください。くか、お問い合わせください。



(4月1日から公開)

補助金額 66,000円～548,000円（5～10人槽）

対象 市内において、10人槽以下の小型合併処理浄化槽を住居用に設置する方で、令和7年3月末までに浄化槽設置工事を完了できる方（すでに浄化槽設置工事を着工されている方および公共下水道事業計画区域、コミュニティプラント処理区域、農業集落排水処理区域は除く。）

問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

海岸漂着物等の 回収・処理を支援します

海岸における良好な景観および海洋環境の保全を図るため、団体が行う海岸漂着物等の回収・処理に係る費用の一部または全部を、予算の範囲内で支援します。

対象団体 市域内の海岸および河川等で清掃活動を実施する団体

対象経費 海岸漂着物等の回収・処理に係る費用（重機借上料やごみ処理料）

支援金額 予算の範囲内で支援します。

受付期間 随時受付をします。ただし、令和6年12月27日(金)までに実績報告書の提出が必要となります。なお、申請額が予算に達し次第、申請の受付を終了します。（4月1日から公開）



問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

野焼きは法律で禁止されています！

野焼きとは

適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを「野焼き」といいます。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。法律に違反して野焼きやこれらの焼却行為を行った場合、罰則として5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

野焼きが与える影響

野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染の原因となります。また周辺住民に対して「洗濯物が干せない」「煙でのどが痛い」などの悪影響を及ぼします。法律により認められている野焼きであっても、苦情が発生しないように風向き、場所等にご配慮ください。

野焼き禁止の例外

- 1 国または地方公共団体が施設管理を行うために必要な場合
- 2 災害の予防、応急対策、復旧のために必要な場合
- 3 風俗習慣上・宗教上の行事で行うために必要な場合
- 4 農業・林業・漁業でやむを得ず行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの

問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413